動物との共生に関する検討内容についての Q&A

「杉並区動物との共生を考える懇談会報告(平成17年12月報告)」と、これに基づく「杉並区動物との共生具体化検討委員会(平成18年3月発足)」の検討内容等につきまして、ねこに関する対応を中心に区民の皆様から様々な問い合わせ、要望や意見を頂いております。そこで、その主なものについて区の考えをお示しします。

Q1 最近、杉並区がねこの登録制や餌やり禁止のことなどを検討していると聞きましたが、どのような経緯で、今そのような検討をしているのですか。

犬やねこなどの愛護動物は、生活に安らぎやうるおいを与える存在として、ますます重要性を増す一方、誤った考えやルールを無視した飼い方などにより、公衆衛生上の問題や、地域でのトラブルの原因となるケースも増えています。動物に関して区に寄せられる苦情は、年間約1000件あり、その5割約500件が、ねこに関する苦情・要望となっています。また、犬の収容・処分件数が大幅に減っていく中で、ねこの処分件数が減らない実情があります。

そうしたことから、区は昨年、人と動物との適切な関わりと動物をめぐる問題解決に向けた指針づくりを目的として、「杉並区動物との共生を考える懇談会」(以下「懇談会」という。)を設置して、動物と人間とのあるべき共生の姿について、検討したものです。

Q2 主な検討のテーマを教えてください。

懇談会は、起草委員会と合せて 11 回の検討・懇談を行い、昨年 12 月に「杉並区動物との共生を考える懇談会報告」(以下「懇談会報告」という。)を取りまとめました。

そこでは、犬に関する施策、ねこに関する施策、子どもと動物の環境づくり、馬などの大型動物とのふれあいなど、人と動物とが共生できる地域社会づくりに向けた多彩な提言がなされており、ねこの登録制やマイクロチップ、飼い主のいないねこへの餌やりの問題なども、その一環として示されているものです。

区は、懇談会報告に基づき、「杉並区動物との共生具体化検討委員会」(以下「具体 化検討委員会」という。)を本年3月に設置し、提言の具体化に向けた検討を開始し たところですが、その検討内容や具体化の方針については、できるだけ広く区民の皆 様の意見を伺いながら、充分に議論を重ねて進めてまいりたいと考えています。

「懇談会報告」の全文及び概要、「懇談会」「具体化検討委員会」の会議録が杉並区ホームページに掲載されています。

(区政資料→報告書・アンケート結果→保健・福祉→動物との共生を考える懇談会) (区政資料→会議録→動物との共生を考える懇談会・動物との共生具体化検討委員会)

Q3 ねこの登録制とは、どんな目的で検討されているものなのですか。

現在、処分される動物の約9割がねこで、そのほとんどが捨てられたか飼い主が

飼えなくなって東京都動物愛護相談センターに持ち込まれた生まれたばかりの子ねこです。かわいそうなねこを増やさないためには、飼いねこを終生責任を持って飼うこと、生まれる子ねこを飼うことができないのならば、あらかじめ不妊・去勢手術を行うことが大切です。

ねこの登録制度は、まず、飼い主に適正な飼育をする責任を自覚してもらうためのものです。また、ねこは、迷子になると探すのが非常に困難であり、首輪やマイクロチップなどの個体識別によって、迷子になった時に探しやすくなり、災害時の対応としても有効であると考えています。そうしたことから、登録制度をはじめることが必要であると考えています。

Q4 登録しないと罰せられるのですか。また、登録しないねこは捕獲されてしまうという声もありますが本当ですか。登録したねこにはマイクロチップを埋め込むのですか。

当初は、任意での登録を考えており、区民の皆様の理解を得ながら拡充し、実施 状況を検証しながら、義務化を目標に検討をすすめる予定です。義務化にあたって は、その実効性を高めるための仕組みも必要ですが、そのための手段の一つとして 罰則を設けるかどうかは、重要な検討テーマとなります。また、登録制は登録をし ていないねこを捕獲処分することにつながるものではありません。

マイクロチップの装着は、個体識別を行う方法がいろいろある中の一つの例示ですが、動きの激しいねこには有効な方法です。チップは、非常に小さいものであり、ねこ自身に装着に伴う痛みなどはないとされています。今後普及することが考えられますが、採用するかどうかは、今後様々な角度から充分な検討をするべき課題だと考えます。

Q5 ねこへの餌やりを罰するという案は、どういう理由から考えられているのですか。ねこを安易に捨てる人こそ罰せられるべきではないですか。

いうまでもなく、飼っている動物を捨てる行為が最大の問題であり、今回の「動物の愛護及び管理に関する法律」の改正により罰則が強化され、50万円以下の罰金をもって禁じられています。これを実効性のあるものとすることは、大きな課題となります。

飼い主がなく、お腹を空かせているねこをかわいそうだと思うのは、自然な心情ですが、無責任に餌を与えつづけ、子ねこが生まれ、その結果、不幸なねこが増えるだけというような行為が大きな問題です。無責任な餌やりとは、不妊去勢処置をしないために子ねこが生まれて数が増え続けたり、残った餌を放置し、カラスが食い散らかしたり、飼い主のいないねこが集まりすぎたりして、近隣に迷惑となっていても、食べ残しやフンの清掃もしないような場合などですが、こうした行為をどう規制していくか罰則も含め、慎重に検討したいと考えています。

Q6 規制や管理的な手法ではなく、地域でグループをつくり、ねこの餌やりや不 妊去勢手術など責任をもって進めている活動を、もっと支援するべきではないので すか。

飼い主のいないねこに餌やりをしている人やグループのなかには、決まった時間に適正な量の餌を与え、ねこが食べ終えると清掃をし、飼い主のいないねこが増えないよう、ねこの不妊去勢手術までしている方々がいます。こうした餌のやり方までを規制しようとしているわけではありません。

杉並区では、平成 16 年度から「飼い主のいないねこを増やさない活動支援事業」として、上記のような活動をしているグループに対し、東京都獣医師会杉並支部の協力をいただき、ねこの不妊去勢費用の助成を行っております。平成 16 年度 58 頭、17 年度 79 頭の助成を行い、今年度は約 100 頭分と毎年予算を増額して助成できる頭数を増やしており、区民と協働しながら、杉並区から不幸なねこを減らしていきたいと考えています。今後は、町会・自治会など地域の方々のこうした活動に対する理解を深めるとともに、ボランティア同士の連携を進めるなど、さらに支援していきたいと考えています。ねこの問題解決には、こうした区民の皆様の自主的な活動と登録制の実施などの対策との両方が必要と考えています。

(区の助成制度については、区HP及び広報すぎなみ平成 18 年 6 月 11 日号に掲載しております。申請は、6 月末まで 問合せ先 3391-1991 杉並保健所生活衛生課)

Q7 動物との共生という視点からは、他にどのようなことが議論されていくのですか。

具体化検討委員会では、子どもたちが、動物とのふれあいを通じていのちの大切さや動物について学ぶ機会を増やしたり、犬やねこのしつけ方や飼育マナーを普及啓発したり、災害時の動物対策や狂犬病や鳥インフルエンザなど動物共通感染症に対する対策などを検討していきます。

Q8 区は、すでに罰則付きの条例案を固めているとのことですが、本当ですか。今後は、どのように検討を進めていく予定ですか。

条例策定の目的は、人と動物との調和のとれた共生社会をつくるためのルール (規範)を定めることにあります。具体化検討委員会の中で示した条例案は、検討 のためのたたき台として、事務局が作成したもので、今後よく審議されて後に案としてまとめられるものです。

今後、動物との共生に必要な具体的な施策の検討を進めて、10 月を目途に(仮称)動物共生プランの中間のまとめを行います。それを素材として、アンケートや意見交換会などで、区民の皆様の意見を伺い、その結果を踏まえて、今年度末までに(仮称)動物共生プランを策定していきます。条例については、平成19年度に検討・策定していく予定です。